

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 荻野(おぎの)・間藤(まとう)

(電話) 06-6949-6446

令和7年3月18日

タクシー運賃改定実施に伴う労働条件の改善状況の調査結果について  
( 大津市地区・滋賀北部地区 )

大津市地区及び滋賀北部地区におけるタクシー運賃の改定は、令和5年5月1日に実施され、運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善状況について、令和7年2月20日に一般社団法人滋賀県タクシー協会が取りまとめ結果を公表しました。

この結果を踏まえ、当局及び運輸支局において、運賃改定による運転者賃金の改善が一定の改善状況に達していない事業者を対象に調査を行いましたので、その調査結果を別紙のとおりお知らせいたします。

配布先

陸運記者会(ハイタク部会)

## タクシー運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査結果

## 1. 調査の概要

運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善が一定の改善状況に達していないと認められる「全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率」が減少している事業者を対象に調査を行いました。

本調査は、運賃改定時に（一社）滋賀県タクシー協会等に対して通達した、労働条件の改善状況を確認するためのものです。

## 通達一部抜粋

## 1. 運賃改定に伴う運転者の労働条件の改善等について

今回の公定幅運賃変更要請（運賃改定）においては、運転者の労働条件の改善が主要な理由のひとつとしてあげられていることを踏まえ、タクシーサービスの質を維持するためには運転者の労働条件について一定の水準を確保することが必要であることを勘案し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合（歩合率）を維持したうえ、健全な経営が成立する水準の運賃を設定するという考え方にに基づき査定を行ったところであり、運賃改定実施後においては次の事項について適切に改善措置を講じること。

(1) 運賃改定実施後において、上記の考え方に則って、歩合率を維持させること等により、各事業者において、適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。

その際、運賃の障害者割引など事業に要する経費を運転者に負担させる慣行がある場合には、見直しを図るよう留意すること。

(2) 運賃改定実施後、運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に対して積極的に表明すること。

(3) 運賃改定実施後の然るべき時期において、運転者の労働条件の改善状況について、自主的にその実績を公表すること。

その際、賃金水準のみならず、実質的な労働者負担の軽減や手当て類の創設、車いす利用者外国人旅客等への対応に係る運転者の研修等これに関連して講じた措置についても併せて公表すること。

なお、上記による改善状況の公表の結果が運賃改定の趣旨を逸脱すると認められるときは、その事実関係を公表するとともに、必要な指導等を行うこととしているので了知されたい。

## 2. 対象地域

### 【大津市地区】

滋賀県大津市

### 【滋賀北部地区】

滋賀県彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、高島市、米原市、伊香郡、東浅井郡、犬上郡、愛知郡、蒲生郡

## 3. 調査対象事業者

### 【大津市地区】

運賃改定をした事業者 6社

調査対象事業者 1社

### 【滋賀北部地区】

運賃改定をした事業者 22社

調査対象事業者 3社

調査票未提出事業者 1社

※役員のみが乗務する事業者は除外（1社）

## 4. 調査結果

全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

### 【大津市地区】

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	調査票 未提出	計
5	0	0	0	0	1	0	0	6

### 【滋賀北部地区】

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	調査票 未提出	計
9	2	2	4	0	1	2	1	21

※本調査における公表値は、当局において滋賀県タクシー協会の公表値を基に精査した結果であり、同協会が公表した数値とは一致しない部分があります。

この中で、「全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率」が前年同期と比較して減少した4社に対して事業者ヒアリングを実施した結果、一定の改善状況に達していない事由は次のとおり。

(一定の改善状況に達していない事由)

- 営業収入の減少によるもの。
- 令和4年度において雇用調整助成金を活用して賃金の支払いを行ったことによるもの。
- 経営の悪化への対処のため、労使の合意のもとで行われた一定の乗務員に対する労働条件の変更によるもの。

なお、調査票未提出の1社は、最低賃金法違反及び労働基準法違反の疑いで労働基準監督署が書類送検した事業者であることから、当局における調査及び指導の要否の判断を留保することとしました。

## 5. 指導

事業者ヒアリングを実施し、背景・事情についても個別に調査した結果、改善を講じる必要があるとして指導を行うには至りませんでした。

【用語について】

○全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況は、次の算式によって算出された率とする。

(算式)

$$\frac{\text{全運転者に係る運賃改定実施後  
6カ月間の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る  
前年同期の賃金支給総額}} \div \frac{\text{全運転者に係る運賃改定実施後  
6カ月間の総乗務時間数}}{\text{全運転者に係る  
前年同期の総乗務時間数}} \times 100$$